

戦時における水の保護規定の成立の過程

——1977年ジュネーブ諸条約第1追加議定書からの考察——

玉井良尚

はじめに

- I. ジュネーブ諸条約第1追加議定書に至るまでの経緯
- II. 第1追加議定書第54条 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護
 1. 規定内容
 2. 起草経緯
 3. 外交会議第3委員会での議論と評価
- III. 第1追加議定書第56条 危険な力を内蔵する工作物及び施設の保護
 1. 規定内容
 2. 起草経緯
 3. 外交会議第3委員会での議論と評価

おわりに

はじめに

今日、「水」に関する国際的な秩序が形成されようとしている。水の重要性が国際的に認識され始め、国際河川や地下水など水を資源とみなし、その利用・管理に関して複数の当事者間による条約や協定が締結されるようになってきている。たとえば1992年には、国連欧州経済委員会が中心となって「越境水路及び国際湖水の保護及び利用に関する条約（ヘルシンキ条約）」が採択された。これは、欧州地域の多国間条約で、複数の国にまたがる地表水および地下水を越境水とみなしてその保護と管理を締約国に求めたものである。さらに1999年になると、この条約を発展させた「水及び健康に関する議定書」が採択されるにいたっている¹⁾。また1997年には、国連の国際法委員会が草案を提出し、国連総会において「国際水路の非航行的利用の法に関する条約」が採択された。この条約の中で、地下水を含む国際水路の航行以外の利用に関して関係国間の衡平な利用の原則や損害を与えない義務が締約国に規定され、水に関する国際的な規範の一つの方向性が示されたのである²⁾。

今日の国際社会のなかで見られているこういった秩序形成は、平時における水に関する権利分配や保護の動きといえるだろう。それでは、平時ではなく戦時においては水はどのように保護されるのであろうか。人の生存に

とって「水」は必須である。それゆえに人や社会が極限状態におかれる戦時だからこそ平時と同等かそれ以上に「水」が確保・保護される必要があり、さらにそのことは、戦時において人道はどこまで保護されるのかということにつながっていく。すなわち、戦時における「水」に関する国際法や規範を検討していくことは重要なのだ。

本稿では、武力紛争と水との関係を国際人道法の観点から考察する。とりわけ、国際人道法であるジュネーブ諸条約第1追加議定書（以下、第1追加議定書という）には水に関する保護規定が存在しているが、その規定がいかなる背景のもと合意されたのかを考察したい³⁾。

I. ジュネーブ諸条約第1追加議定書に至るまでの経緯

水に関する保護は、1977年に採択された第1追加議定書に規定されている。その規定を見る前に、第1追加議定書が採択されるに至るまでの国際人道法の発展に関して俯瞰する。

国際人道法という名称が一般化したのは、赤十字国際委員会（以下、ICRC）と国連の協力のもとに開催された1971年の「武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展のための政府専門会議」でこの名称が正式に用

いられてからとされる⁴⁾。それ以前は、「戦時国際法」と呼ばれ武力紛争における戦闘の方法と手段を規制するハーグ法と、紛争犠牲者の保護を目的とするジュネーブ法に区別されていた。ハーグ法は、1899年の第1回平和会議で採択され、1907年の第2回平和会議で改定されたハーグ陸戦条約を中心とした。一方ジュネーブ法は、1864年に締結、1906年・1929年に改正追加され、1949年の傷病兵保護条約、海上傷病難船者保護条約、捕虜条約、文民条約の4つの条約からなるジュネーブ諸条約へと発展し、それを中心にして運用されていた⁵⁾。そのようななかで、ジュネーブ法が「国際人道法」であるとの認識へと変化する端緒が、先にあげた1971年の会議から始まる流れなのである。1971年の会議からICRCは、1949年のジュネーブ諸条約を発展させる追加議定書の草案の作成を始めた。そしてその草案は、1973年にテヘランで開催された第22回赤十字国際会議において提出された。続く1974年2月から1977年6月まで「国際人道法の再確認と発展に関する外交会議」がジュネーブで開催され、その会議において先のICRC作成の草案をたたき台にして最終的に完成したのが、ジュネーブ諸条約第1追加議定書である。

この追加議定書の最大の特徴は、戦時国際法の系譜であるハーグ法の領域に踏み込んで、紛争における戦闘手段や方法、そして攻撃対象を規制したということにある⁶⁾。このことは、ハーグ法とジュネーブ法の融合と捉えられた。そして当初、武力紛争期間における紛争当事者間の交戦規定でしかなかった武力紛争法は、この1977年の追加議定書を経ることによって、文民の保護を明確化・明文化する国際人道法の形へと変化したといえる。

このような一連の過程を経て成立した第1追加議定書において、水に関する保護規定が作成されるに至った背景は何なのか。それを分析・考察するために、1974年から1977年までジュネーブで開催されていた「国際人道法の再確認と発展に関する外交会議」（以下、外交会議という）の史料からそれを探り読み解いていくことにする⁷⁾。

II. 第1追加議定書第54条

文民たる住民の生存に不可欠な物の保護

1. 規定内容

第1追加議定書第54条は、非戦闘員である文民の生存にとって不可欠な物の保護に関して規定している。その第54条の第2項において、「飲料水の施設及び供給設備」と「灌漑設備」として水は規定、言及されている。これら「飲料水の施設及び供給設備」と「灌漑設備」への攻撃の禁止を通じて「水」への攻撃を禁止しているのだ。その規定内容は以下の通りである⁸⁾。

1 戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くことは、禁止する。

2 食糧、食糧生産のための農業地域、作物、家畜、飲料水の施設及び供給設備、灌漑設備等文民たる住民の生存に不可欠な物をこれらが生命を維持する手段としての価値を有するが故に文民たる住民又は敵対する紛争当事者に与えないという特定の目的のため、これらの物を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることは、文民を飢餓の状態に置き又は退去させるという動機によるかその他の動機によるかを問わず、禁止する。

3 2に規定する禁止は、2に規定する物が次の手段として敵対する紛争当事者によって利用される場合には、通用しない。

(a) 専ら当該敵対する紛争当事者の軍隊の構成員の生命を維持する手段

(b) 生命を維持する手段でないときであっても軍事行動を直接支援する手段。ただし、いかなる場合においても、2に規定する物に対し、文民たる住民の食糧又は水を十分でない状態とし、その結果当該文民たる住民を飢餓の状態に置き又はその移動を余儀なくさせることが予測される措置をとってはならない。

4 2に規定する物は、復讐の対象としてはならない。

5 いずれの紛争当事者にとっても侵入から自国の領域を防御する重大な必要があることにかんがみ、紛争当

事者は、絶対的な軍事上の必要によって要求される場合には、自国の支配下にある領域において2に規定する禁止から免れることができる。

2. 起草経緯

第1追加議定書のコメントリー⁹⁾によれば、第1追加議定書第54条は、1949年のジュネーブ諸条約第4条約（文民条約）の第23条と第53条の採択と関連した1949年の外交会議をその第一歩とすると指摘している。文民条約第23条と第53条が第1追加議定書第54条の「文民の生存にとって不可欠なもの」と「文民の所有する民用物」の概念の起点であることは、それら規定からも読み取れる。しかし水に関する文言は、これら条文には入っていない^{10) 11)}。むしろ国際人道法の発展の文脈で水への攻撃規制に関する文言がはじめて登場するのは、「水」や「飲料水」といった文言ではなく、「ダム」や「堤防」といった文言でまず登場している¹²⁾。なぜならダムや堤防は、戦時において軍事的な防衛を担うことが歴史的に往々にしてあったからである。それゆえに、ダムや堤防が戦争における手段として戦争に近いところに存在していたがために、水に関係する規定でより早く国際人道法の展開の中に表れたといえる。

この状況が変わってくるのは、1968年にテヘランで開催された世界人権会議において、武力紛争における人権に関する決議が採択されたことによる。この会議で、国連総会に対して、当時のあらゆる武力紛争における人権の改善のため、人道的国際条約の追加または現行諸条約の改訂の必要性を研究するように国連事務総長に求めることを国連総会に要請した。この世界人権会議の提案を受けて、国連総会は国連事務総長に対して、ICRCやその他国際組織と協議をして研究を行うことを求めた。ICRCもそれを受ける形で、1969年から1971年までの間に国連や国際組織、非政府組織、専門家と緊密な協力の下で研究作業を押し進めた。ICRCは、続く1971年の「武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展のための政府専門会議」を開催し、そこで1949年のジュネーブ諸条約の発展を目指した草案作成が行われたのである¹³⁾。そして、1974年からジュネーブ諸条約の発展を目指した追加議定書を採択するために国連人道法外交会議が開催された。この一連の過程のなかで重要な点は、ICRCが文民の保護の範囲をこれまでよりもさらに拡大していこうとの意思を持っていたことであった。そ

れによって、これまで拡大する機会がなく抑え込まれていた保護されるべき対象が国際人道法のリストに登場するのではないかと期待された。そしてそこに、「水」や水に関連する施設が新たな対象として加わることになった。ICRCが作成した水に関する規定は、第1追加議定書ICRC草案の第48条にあった¹⁴⁾。その草案第48条は以下である。

第1追加議定書ICRC草案第48条¹⁵⁾

一般住民の生存に不可欠なもの、すなわち、食糧及び食糧生産地域、作物、家畜、飲料水供給、並びに灌漑設備を攻撃し又は破壊することは、文民を餓死させるためであると、文民を退去させるためであると、また他の理由のためであるとを問わず、禁ずる。これらの物は、復讐の対象にしてはならない。

それでは、草案作成者たるICRC側が当該規定を作成した意図とは具体的に何であったのであろうか。ICRC側は、第1追加議定書草案第48条に関して、ここで規定されているリストが非軍事目標である民用物の具体的なカテゴリーであるとした上で、「文民住民の生存を保障」し、「暗黙的に、戦争の手段として文民の飢餓を非難」することを目的として規定に入れたことを外交会議の場で発言し明らかにしている¹⁶⁾。すなわちICRCは、この規定の目的として、文民の生命維持、とりわけ戦争で生み出される飢餓の防止であることを明確にしているのである。さらに、このICRCの草案で興味深い点は、草案第48条において「攻撃 (attack)」という言葉だけでなく、「破壊 (destroy)」という言葉を使用していることである。この「破壊 (destroy)」という言葉に関して、ICRCは枯葉剤の使用を一例に出して説明を行っている¹⁷⁾。すなわちICRCは、ベトナム戦争においてアメリカ軍による枯葉剤作戦を第1追加議定書においては違法であると示唆しているのだ。そもそも、アメリカ軍がベトナム戦争において行った枯葉剤作戦の第一義は、北ベトナム軍の姿を隠す密林植物を排除するためであった。しかし、この枯葉剤作戦の影響は植物だけにとどまらず、それ以外にも土壌や河川の汚染を引き起こし、戦場となった土地の生態系を過剰に破壊した。そして、その影響と被害が地元住民へも拡大していったことはよく知られていることである¹⁸⁾。この説明から分かるように、ICRCは、ベトナム戦争を強く念頭に置きながらこ

の規定を作成したことは間違いない。

3. 外交会議第3委員会での議論と評価

第1追加議定書 ICRC 草案の第48条は、外交会議の第3委員会において採択のための議論が行われた¹⁹⁾。そしてこの委員会において、各国の発言や討議が行われた。起草経緯にベトナム戦争が関係していることもあって、この会議においてアメリカとベトナムの発言は非常に興味深いものとなっている。

この会議に出席していたベトナム代表は、ベトナム戦争におけるアメリカ軍の作戦への糾弾を通して ICRC の草案とその説明に対して一定の好意的評価を下した。ベトナム代表は、次のように述べてアメリカを批判したのである。「ベトナムにおける戦争では、帝国主義の侵略者は食糧、作物、家畜、水道設備、灌漑施設、森林を体系的に攻撃し続けた。それは文民を飢えさせ、難民にさせようという目的のためである。草案第48条であげられているリストは、ベトナムにおける残酷な現実に沿ったものである²⁰⁾」。

そのような会議の状況の中で、対するアメリカ代表は、文民住民の生存にとって不可欠な物に保護を与えること、そしてそれらへの破壊に反対することに支持を表明しつつも、ICRC 草案第48条の規定が自国領においても他国へ適用されるのかといった説明が放置されてしまっているとして、道徳的な見解よりも現実的な軍事的思考を基にした解釈的疑問を表明した²¹⁾。さらにアメリカ代表は、合法的な軍事目標への攻撃がなされた場合、ある一定程度の民用物への付随的な損害は避けられないものであるとして、正規の軍事目的で使用されている目標への攻撃を実行する権利を侵害することなく、文民の生存に不可欠な物への保護がなされるようにすべきとして、草案第48条の修正案 (CDDH/III/50) を提案した²²⁾。

ここで ICRC 草案に対して、各国から提出された注目すべき修正案と修正要求箇所を見ることにする²³⁾。

- ・ルーマニア修正案 (CDDH/III/10) : 第48条を削除する。
- ・ガーナ修正案 (CDDH/III/28) : 「灌漑設備 (irrigation works)」の文言の後に、「不可欠な設備の供給に必要な幹線道路のような、コミュニケーションの手段

(and means of communication, such as arterial roads essential to the supply of such indispensable works)」という文言を追加する。

- ・オーストラリア修正案 (CDDH/III/49) : 現在ある文章を削除して、代わりに次の文章に差し替える。
「48条—食糧と食糧生産地域の保護— 文民たる住民の生存を害するために、食糧、食糧生産地域、作物、家畜、飲料水供給や灌漑設備などのようなものを攻撃し、又は破壊するようなことは禁止する。」
- ・アメリカ合衆国修正案 (CDDH/III/50) : 48条すべてを削除して、代わりに次の文章に差し替える。
「意図的な文民の飢餓を避けるため、かつ、自国における締約国の権利を侵害することなしに、住民又は敵対者に与えないという目的のために、作物、飲料水供給、灌漑設備、家畜、食糧又は食糧生産地域を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることは、それらが、敵対者を監視や攻撃から身を隠すような、直接的な軍事目的に使われない限りにおいて禁止する。」
- ・エジプト、イエメン・アラブ共和国、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モーリタニア、モロッコ、カタール、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン人民民主共和国修正案 (CDDH/III/63 and Add.1) : 「飲料水 (drinking water)」の文言の後に、「施設 (installations)」の文言を入れる。「灌漑設備 (irrigation works)」の文言の後に、「燃料貯蔵施設と精製施設 (fuel reservoirs and refineries)」を加える。
- ・ハンガリー、東ドイツ、チェコスロバキア修正案 (CDDH/III/64) : 48条に次の新たな項を加える。
「均衡のとれた環境の維持は文民たる住民の生存にとって必要なもので、いかなる手段や方法によって自然環境を害し、又は破壊することを禁止する。自然環境は復讐の対象とされるべきではない。」
- ・ベルギー、イギリス修正案 (CDDH/III/67) : 48条を次のように修正する。
「1 戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くこと

は、禁止する。』

「2 それに従って、自国における締約国の権利を侵害することなしに、住民又は敵対者に与えないという目的のために、作物、飲料水供給、灌漑設備、家畜、食糧又は食糧生産地域を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることは、それらが、敵対者を監視や攻撃から身を隠すような、直接的な軍事目的に使われない限りにおいて禁止する。』

・ソビエト連邦ウクライナ共和国修正案（CDDH/Ⅲ/74）：第2項として次の項を加える。

「2 軍事目的のために紛争当事者の一方によるこれらの物の使用は、その物からこの条文によってなされる完全な保護を喪失する。』

このような修正案の中でアメリカの修正案に対し、ベトナム代表は以下のように反論している。「ベトナムにおいて、来る何十年もの間、自然バランスを崩壊させるぐらいに、リン酸爆弾や有害化学物質が広大な範囲の森に散布された。それを行う敵の理由とは、革命軍にとって隠れるのに役立つ植物を破壊することにあった。監視や攻撃から敵を隠すといった“それらが直接的な軍事目的に役立たない限り”（保護する）と読むことのできるアメリカの修正案は、先のことを十分に意図したものである」。さらに続けて、「これらすべての戦争の形態は、土壌や河川、森の生態系を回復できない破壊をもたらした。これは人道に対する罪である²⁴⁾」と反論した。このように、対象物が民用物である場合は保護を与えるという総論では参加国全体で異論はない。しかし、それがどの程度まで保護されるのか、対象物が軍事的に利用された場合にはどうするのかといった部分で参加国に大きく異なる見解や意思があったことが見受けられる。

また、この修正案においてさらに注目しなければならないのは、最終的に第1追加議定書第54条の規定において出てくる、飲料水の「施設（installations）」という文言の出所である。この「施設」という文言は、エジプトの代表団によって提案され追記された。エジプト代表は、この規定の基本原則を文民たる住民の生存、すなわち飢餓からの保護とみなした上で、ただの水ではなく「飲料水」という部分にこだわったと考えられる。そして、飲料水にするために不可欠な「施設」を加えることを主張したといえる²⁵⁾。いかなる経緯でエジプトの文

言が最終的に付け加えられたのかはまだ不明であるが、この意味は深く考慮されるべき点であろう。

会議においてこのような議論があったものの、最終的には1977年5月27日第42回会議においてこの草案第48条は、新たな条項を加え、コンセンサスによって採択されることになった²⁶⁾。草案第48条は、第1追加議定書第54条2項として残されることとなった。ただ、第1追加議定書第54条1項において、戦争の方法として文民を餓死させることを禁止する文言を入れることで、これが第54条の規定の基本原則とされた。そしてその上で、第2項で示している攻撃禁止のリストは、この第1項で示される基本原則を受けて保護されるものという関係になっている。すなわち、この第1追加議定書第54条は、水を含めた自然環境を主体としたものではなく、あくまでも人間、それも文民の生命を主体としたアプローチとなっていることに注意が必要であろう。それゆえに、この条文で規定される文言は、「水」ではなく「飲料水」なのである。さらに、「飲料水」とするのではなく、「施設（installations）」と「供給（supplies）」を入れて「飲料水の施設及び供給設備（drinking water installations and supplies）」としていることは、都市住民を巻き込む現代的な総力戦を念頭に置いた規定となっているといえる。さらに第54条2項に対して第54条3項において例外状況を示しつつも、今度は明確に「水」という文言を入れ、文民に対する水の確保を強調して水への攻撃を紛争当事国に対して規制しているのである。それゆえに水は、完全に軍事目標主義の原則から民用物として区分されていることがわかる。軍事目標主義とは、武力紛争において戦闘時の攻撃は、軍事目標のみ許され、非軍事目標に対する攻撃は許されないとするものである²⁷⁾。この第54条では、ICRCやベトナムをはじめとする国が主張したとおりに「水」の保護が最終的に合意されたと評価できるであろう。

Ⅲ. 第1追加議定書第56条

危険な力を内蔵する工作物及び施設の保護

1. 規定内容

第1追加議定書第56条には、水インフラとして重要な「ダム」と「堤防」に関する規定がある。第56条は、攻撃や破壊によって周辺の住民に危険を及ぼすおそれのある力を内蔵する工作物及び施設に対して特別な保

護を与えようというものである。その特別な保護を受ける施設として、ダム、堤防及び原子力発電所が規定内にリスト化されている。規定内容は以下の通りである²⁸⁾。

1 危険な力を内蔵する工作物及び施設、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合であっても、これらを攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときには、攻撃の対象としてはならない。これらの工作物又は施設の場所又は近接に位置する他の軍事目標は、当該他の軍事目標に対する攻撃がこれらの工作物又は施設からの危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらす場合には、攻撃の対象としてはならない。

2 1に規定する攻撃からの特別の保護は、次の場合にのみ消滅する。

(a) ダム又は堤防については、これらが通常の機能以外のために、かつ、軍事行動に対し常時の、重要なかつ直接の支援を行うために利用されており、これらに対する攻撃がそのような支援を終了させるための唯一の実行可能な方法である場合

(b) (省略)

(c) 1に規定する工作物又は施設の場所又は近隣に位置する他の軍事目標については、これらが軍事行動に対し常時の、重要なかつ直接の支援を行うために利用されており、これらに対する攻撃がそのような支援を終了させるための唯一の実行可能な方法である場合

3 文民たる住民及び個々の住民は、すべての場合において、国際法によって与えられるすべての保護を受ける権利を有する。特別の保護が消滅し、1に規定する工作物、施設又は軍事目標が攻撃される場合には、危険な力の放出を防止するためにすべての実際的な予防措置をとる。

4 1に規定する工作物、施設又は軍事目標を復讐の対象とすることは、禁止する。

5 紛争当事者は、1に規定する工作物又は施設の近傍にいかなる軍事目標も設けることを避けるように努める。もっとも、保護される工作物又は施設を攻撃から防

御することのみを目的として構築される施設は、許容されるものとし、攻撃の対象としてはならない。ただし、これらの構築される施設が、保護される工作物又は施設に対する攻撃に対処するために必要な防御措置のためのものである場合を除くほか、敵対行為において利用されず、かつ、これらの構築される施設の装備が保護される工作物又は施設に対する敵対行為を撃退することのみが可能な兵器に限られていることを条件とする。

6 締約国及び紛争当事者は、危険な力を内蔵する物に追加的な保護を与えるために新たな取極を締結するよう要請される。

7 (省略)

2. 起草経緯

第1追加議定書第56条の原典と思われる規定が出てくるのは、ICRCが1956年に発表した「戦時において一般住民が被る危険の制限に関する規則案」である²⁹⁾。この規則案の第17条で、「水力発電用ダム、核動力源又は堤防のような工作物又は施設の破壊の結果、自然の力又は人工の力の解放によって生ずる危険から一般住民を保護するため、各国又は関係当事国は、・・・平時において、元来平和的目的に供することを目的とする工作物の一時的免除をいかなる状況の下においても確保するための特別の手續きを協定すること」、「戦時において、作戦行動となんらの関係をも有しない又はその後は有しなくなる工作物及び施設に対し、・・・特別の免除を与えることについて合意すること」を促すとある³⁰⁾。先に述べたように、国際人道法の発展過程における水に関する規定は、第1追加議定書第54条にあるような「飲料水」、「水供給」や「灌漑施設」といった文言よりも、第1追加議定書第56条で危険な力を内蔵する工作物及び施設として指摘する、「ダム」や「堤防」といった文言で採り上げられるほうが早かった。しかしながら、この1956年のICRCの規則案は、第1追加議定書第56条と違ってダムや堤防を保護するための協定や合意を促しているに過ぎず、それらに対する攻撃の禁止もしくは特別の保護を謳っているものではなかった。それゆえに1956年時点では、ICRCは、ダムや堤防が抱え込んでいる莫大な量の水の破壊力と、それが悪意の下で解放された時の脅威に関する認識を有していたもの

の、ハーグ法の領域に踏み込み、戦時においてそれらを完全な攻撃禁止対象として扱うといったところまで為そうという意思と力はまだなかったといえる。そしてその無力を表すかのように、この1956年の規制案は、条約化されることなく消え去ったのである³¹⁾。

だが、先に述べたように、1968年にテヘランで開催された世界人権会議に始まる、戦争における人権尊重の世界的な高まりは、1949年のジュネーブ諸条約のさらなる補完という形で国際人道法の発展への道を歩むことを促した。そして、1974年から始まる国連人道法外交会議において再び、ダム・堤防への攻撃規制がICRCの草案の中に加えられることになった。そのダムや堤防の攻撃規制が入れられた第1追加議定書の草案規定は以下である³²⁾。

第1追加議定書 ICRC 草案第49条1項³³⁾

危険な威力を内蔵する工作物又は施設、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所を攻撃し又は破壊することは、禁ずる。

第1追加議定書 ICRC 草案第49条2項

紛争当事者は、1項にいう物の周辺地域に軍事目標を設置することを避けるよう努めなければならない。

第1追加議定書 ICRC 草案第49条3項

(省略)

ICRCは、この規定を生み出した理由を次のように説明している。「この規定が言及する民間の工作物及び施設とは、もしそれらが攻撃されれば結果として大惨事となるがゆえに、特別の保護が求められるものである。提案している保護は完全に必然的なもの (automatic) であり、その (保護される) 工作物及び施設は、軍事や民間、またはその2つが合わさったものなどといった区別はしない。規定の意図するところは、工作物及び施設の単なる保護ではなく、危険な威力の解放を避けることにある。しかしながら保護は、リスクを高めないように軍事目標が施設の周辺に配置されていないという条件に従属する。つまりは、いかなる攻撃も (ICRC 草案) 第50条の規定と一致してなされるべきであり、その関係で、1949年のジュネーブ諸条約第53条に規定される占領地における施設の破壊の禁止を思い起こすべきである」³⁴⁾。

3. 外交会議第3委員会での議論と評価

ICRC 草案第49条をめぐる議論は、ダムや堤防 (それに原子力発電所を含める) といった工作物及び施設と軍事との間の関係に議論が集中することとなった。まずこの草案第49条は、草案第48条と比べて興味深い点を有していることに着目する必要がある。それは草案第49条2項の存在である。なぜなら草案第49条2項は、ダムや堤防、原子力発電所が軍事的に利用されることを見越した努力目標規定とみなすことが可能だからである。第3委員会での審議において、オーストラリアがこの点を指摘して、この規定に垣間見えるICRCの態度を問題にしている。つまり、この規定の作成段階において、ICRCは2つの異なる態度を示している。一方では、ダムや堤防は完全なる攻撃からの免除を与えられるべきだと考え、他方で、莫大な力を内蔵する施設が武力紛争時において軍事的に利用されて、軍事施設化する可能性があるとの認識を持っているということである。この両方の態度が組み合わせられ、1つの規定としてはたらくと、ダムや堤防が軍事施設化し、さらに敵軍はその施設に対して攻撃することのできない軍事的聖域が現れてしまう。よって、攻撃免除が遵守される方向で規定を明確化していくべきとの提案がオーストラリアによってなされた³⁵⁾。この点に関してベトナムも、「紛争当事者が軍事目標を守るために工作物及び施設への (攻撃) 免除を利用することを許してはならない」と問題にし、「軍事目標を設置するのを避けるように努める」との文言を「設置することを禁ずる」へと変更するべきと主張した³⁶⁾。逆にエジプトは、ダムや堤防への攻撃の免除がいかなる時においても失われたいし、さらにこれから造られる新たな工作物及び施設へも保護が適用されるべきとして、この草案第49条2項の修正を求めた。

ここでICRC 草案を受けて、各国が提出した修正案を見る。各国の修正案は、次のようなものであった³⁷⁾。

・ ルーマニア修正案 (CDDH/Ⅲ/10) : 1項を次のように修正する。

「1 ダム、堤防及び原子力発電所 (nuclear-powered electric generating plants) のような (such as) 危険な力を内蔵する工作物及び施設は、いかなる時も保護される。このような工作物及び施設を攻撃し、破壊し又は被害を与えることを、又はそれらを復讐や敵対行為の対象とすることは厳しく禁止する。」

2項の文末に次の文言を追加する。

「これらの物の軍事的保護は、1項で設けられた保護の手段を、違反するための口実として利用されるべきではない。」

- ・オーストラリア修正案 (CDDH/Ⅲ/49) : 現在の文章を削除して、代わりに次の文章に差し替える。

「49条—不必要な危害の回避

1 文民たる住民の命を守り、かつ、財産への不必要な危害を避けることを、締約国は要請される。

(a) 平時において、工作物及び施設への不当な攻撃、危険な又は破壊的な力を解放することへの危害や破壊に対する保護を提供する方法を合意する

(b) 武力紛争時において、工作物及び施設が軍事目的のために利用されない限り、これらの物は攻撃から免除されることを合意する

(c) このような工作物及び施設の確認の方法を合意する

2 このような工作物及び施設が軍事目標として攻撃されうる時、攻撃を指示し又は行う当事者は、この議定書の第50条、第51条によって規定されている予防措置に特別留意しなければならない。

3 紛争当事者は、1項にいう物の周辺地域に軍事目標を設置することを避けるよう努めなければならない。」

- ・ベルギー、オランダ修正案 (CDDH/Ⅲ/59) : 1項を削除する代わりに次の文言に代える。

「1 自国における締約国の権利を侵害することなしに、文民たる住民による利用のために造られた工作物や、ダム、堤防、原子力発電所のような危険な力を内蔵する施設を攻撃し又は破壊することは、これらの物の部分的ないしは全面的破壊が周辺に住む文民たる住民に危険を与える時に、禁止する。」

- ・エジプト、イエメン・アラブ共和国、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マリ、モーリタニア、モロッコ、カタール、スーダン、スウェーデン、スイス、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン人民民主共和国修正案 (CDDH/Ⅲ/65 and Corr.1 and CDDH/Ⅲ/65 /Add.1) : 2項を次の文言を付け加える。

「攻撃から守られた施設を防御するという目的のた

めだけに建てられた施設は、このような対象から免除を喪失しない。」

- ・ソビエト連邦ウクライナ共和国修正案 (CDDH/Ⅲ/74) : 2項として次の文言を加える

「2 軍事目的のために紛争当事者の一方によるこれらの物の使用は、その物からこの条文によってなされる完全な保護を失わせる。」

- ・カナダ修正案 (CDDH/Ⅲ/79) : 現行の1項を削除して、次の文言に代える。

「1 得られる軍事的利益が文民たる住民への予想される被害より比例してより大きいものでない限り、危険な力を内蔵する工作物及び施設、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所を攻撃又は破壊することを禁止する。」

- ・アメリカ合衆国修正案 (CDDH/Ⅲ/202) 1975年2月6日提出 : 1項を次のように修正する。

「1 攻撃又は破壊が結果として危険な力の解放を引き起こすかもしれない、文民の工作物及び施設、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所を攻撃又は破壊することは、このような工作物及び施設の被害や破壊が明確な軍事的利益を提供しない、かつ、文民及び民物への被害が予想される直接的な軍事的利益と釣り合うことがない限り、禁止する。」

- ・ベルギー、オランダ再修正案 (CDDH/Ⅲ/59/Rev.1) 1975年2月7日提出 : 1項を削除する代わりに次の文言に代える。

「1 自国における締約国の権利を侵害することなしに、ダム、堤防及び原子力発電所のような危険な力を内蔵する工作物及び施設を攻撃し又は破壊することは、これらの物の部分的ないしは全面的破壊が周辺に住む文民たる住民に危険を与える時に、禁止する。」

各国の修正案を見ると、草案第49条2項の存在とその問題は別として、大意としていかなる時も攻撃の免除、すなわち、特別な保護をダムや堤防などに求める姿勢を取る国家が多い。その理由は、ベトナム戦争の記憶に起因しているといえる。この草案第49条の審議においても、ベトナムは、その戦争経験から次のように発言

している。「ベトナムにおける戦争では、軍事作戦において661か所の堤防が損傷を受けるか破壊された。貫通爆弾によって体系的に実行された堤防への爆撃は、水素爆弾に匹敵するほどの効果があることが見積られている。つまりは、三角州の洪水や夏季・秋季の収穫の崩壊、飢餓による200万から300万人もの文民の死である³⁸⁾」。このようにベトナムは、ダムや堤防への攻撃の免除をベトナム戦争のフィルターを通して委員会の場で訴えたのである。

しかし、第3委員会において、ダムや堤防、原子力発電所に対して完全な民用物とみなして絶対的な攻撃免除の権利を与えることに疑問を呈する意見も多く存在した。すなわち先にも述べた、軍事的な聖域化への懸念である。たとえばカナダは、「ダムは往々にして、防衛線として使用され」、そして、「敵を追い出すためにダムや堤防を破壊することが必要となるときもある」と主張し³⁹⁾、ダムや堤防が軍事利益を有して軍事目標となりうる可能性を論じた⁴⁰⁾。

カナダに続いてアメリカも、ダムや堤防、原発といった「施設を軍事目的のために使用しない、または軍事目標にしない」ということの保証は、それらの施設を管理している紛争当事者の手にある」として、ダムや堤防が軍事目的に利用される可能性があることを述べた上で、「工作物及び施設が、敵の軍事に影響を持ち、かつ直接的に貢献しているのであれば、またはいかなる時点においても、工作物及び施設の部分的全面的破壊又は無効化が明確な軍事的利益をもたらす場合、それら施設は軍事目標とみなされるべきである」と主張した。さらにアメリカは、ダムや堤防、原発が軍事目的のために利用されるとき、文民の被害と予想される軍事的利益と均衡が取れる場合のこれら施設への攻撃の全面的な禁止は正当化することはできないとして、「工作物及び施設が軍事目的のために使われるのであれば、国際法のもとで正当性をもって攻撃できる」とも主張した⁴¹⁾。

このアメリカの発言の裏には、アメリカのベトナム戦争における苦い経験があるのではないかと推測される。ベトナム戦争においてアメリカは1967年中ごろまで、北ベトナムに派遣されているソ連顧問団の攻撃による死亡とそれを原因としたソ連との対立の激化を恐れ、ダムや発電所、港湾など攻撃目標に制約を課していた。そのアメリカの軍事行動に対して北ベトナム軍は、このアメリカ軍の攻撃目標制約を格好の退避場所として軍事的聖

域として利用した⁴²⁾。また、北ベトナム軍は堤防の上にレーダーサイトや対空火器を設置してアメリカ軍機を攻撃した。そのため、アメリカ軍側は、このベトナム側の防空兵器を排除するために攻撃を仕掛けるが、客観的に見て同時に堤防も攻撃してしまうために、「アメリカは堤防を攻撃している」という北ベトナムをはじめとする東側共産圏のプロパガンダ攻勢にさらされることとなった⁴³⁾。こういった戦争経験が先のアメリカの発言につながっていたのではないだろうか。

1977年5月27日第42回会議において、草案第49条はコンセンサスによって採択された⁴⁴⁾。ダムや堤防の攻撃からの保護は、最終的に第1追加議定書第56条1項に受け継がれている。しかし第56条2項の攻撃への例外規定が設置されていることは、完全なる攻撃禁止に対して疑問を呈するグループの要望に沿ったものといえるであろう。つまり、最終的に国家は、ダムや堤防を自然の兵器として使用する可能性と攻撃する可能性を残した、または捨てなかったということである。

次に、その第56条2項(a)の例外規定、すなわち「通常の機能(normal function)以外」とはどのような場合をいうのか。つまり、ダムや堤防の特別な保護は、いかなる場合に終わるのかである。第3委員会では、ダムや堤防の「通常の機能」は、水を貯める又は貯める用意があることを意味しているとし、もし、防御線として又は道路として構築され機能しているならば、1項の攻撃に関する免除は失うとされた。ただ、ダムや堤防が通常の機能に加えてある機能のために使われていたとしても、それが軍事行動に対する恒常的、重要かつ直接の支援のために使われてないかぎり、1項の攻撃の免除は失われなくてもしている。またそれを破壊するにしてもその軍事的理由は、予期される深刻な被害に勝るだけの特別かつ重大な利益を必要としている場合とされている⁴⁵⁾。たとえば、水力発電のために貯めた水を利用している場合だけでは、ダムを攻撃目標にする正当化はできない。工作物又は施設に設置されている、または周辺にある発電施設が軍事目標であり、さらにこの発電施設が軍事行動に対する恒常的、重要かつ直接の支援で使われないかぎり、そしてその支援を攻撃によってでしか止めることができないかぎり、攻撃されることはないと言われる⁴⁶⁾。

このように、第1追加議定書第56条は、ダムや堤防が容易に軍事転用される可能性を認めた上で保護規定が

用意されているといえる。これについては、第1追加議定書第54条とは違い、各国の打算において理想より安全保障上の必要性が勝った結果といえるであろう。そしてこのことは、戦時における「水」の保護の観点で、ダムや堤防が安全保障上の大きな例外となっていることがわかるのである。

おわりに

本論をまとめると、戦時における水の保護規定の成立には、主としてベトナム戦争の経験が大きく影響していることが明らかとなった。第1追加議定書の成立のもととなったのは、ICRCが作成した草案である。そのICRCが第54条（草案第48条）の草案作成経緯をベトナム戦争での実例を挙げて説明していることが、ベトナム戦争の影響を示すなよりの証左である。さらに委員会審議における各国の提案も、アメリカとベトナムをはじめとして、それぞれの国家の直近の戦争の経験や安全保障観に沿ったものであった。さらに戦時におけるダムや堤防への攻撃からの保護に関して、ICRCによる1956年の規制案の条約化に失敗した一方で、他方、第1追加議定書で条約化されえたのは、ベトナム戦争における堤防攻撃の訴えの効果が極めて大きかったと考えられよう。このように、第1追加議定書の、そして戦時における水の保護規定の成立には、ベトナム戦争の影響を少なからず無視できない。

この戦争の経験に影響を受けて生み出された第1追加議定書は、これまで続いた戦時における水への攻撃の歴史に一定の歯止めをかけ、飲料水及び水に関連する施設・インフラへの攻撃を文民の生存に対する攻撃とみなして違法化した。さらに重要なことは、水への攻撃に対する規定を含むこの議定書に、現在（2014年9月）までに世界174か国が加盟しており、戦時での「水」への攻撃禁止は、国際規範となっている。ベトナム戦争の経験から大きく影響を受けたこの国際規範は、世界的に戦時における「水」への認識に変化をもたらしている。一例として、イラクのクウェート侵攻にはじまる1991年の湾岸戦争において、アメリカ（第1追加議定書には未加入）では、イラクに対する圧力として、トルコにあるダムを使ってチグリス・ユーフラテス川の水をイラクに届く前に干上がらせようという計画があった。しかし、それは実行されなかった。なぜならそれは、第1追加議

定書第54条に違反し、そして何より国際世論の反発が予想されたからである⁴⁷⁾。このように、「水」が人道規範に加わったことによって、これまでの武力紛争ならば実行されていたかもしれない「水」への攻撃に対して確実な変化をもたらしている。そしてそれは、紛争全体の形にも確実に影響を及ぼすといえるのだ。

しかし、国際規範としての限界がないわけではない。まず第一に、先に述べた第1追加議定書第56条における例外規定の存在は大きい。規定には、ダムや堤防が攻撃される余地を残してしまっているからである。第二に、第1追加議定書成立後も武力攻撃を行ったことのあるアメリカとイスラエルは、2014年現在においても議定書に参加していない⁴⁸⁾。高度な軍事兵器や技術を有している両国が参加していないことは、それだけ両国が絡む紛争においてダムや堤防などへの攻撃の可能性が常に存在することを意味する⁴⁹⁾。最後に、非国家武装勢力やテロ組織が追加議定書や規範を遵守するか不透明である。これは今日、極めて懸念される要素であるといえる。とりわけ、水や水関連施設・インフラへの攻撃が成功した場合の国家や社会に与える打撃は極めて大きいため、テロ攻撃への誘惑は高い。

奇しくも2014年4月から、イラク国内にあるいくつかのダムが武装集団「イスラム国 (Islamic State)」によって攻撃され制圧されるという事件が起きている⁵⁰⁾。さらに襲撃や占拠した武装勢力をアメリカ軍が空爆することでダムの奪還・防衛が行われている。この一連の出来事は、まさに先にあげた今日の不安要素をすべて網羅している。これら事件は、次なる戦時における「水」の保護規定成立への呼び水になるのだろうか。だがその前に、国際社会全体で第1追加議定書の成立の背景を今一度見つめ直し、現在ある戦時における「水」の保護の国際規範の価値を再認識することからはじめる必要があるだろう。すなわち本稿での考察から、世界が戦争の経験から第1追加議定書の成立、そして国際規範の形成という一連の過程を認識し共有することによってはじめて、戦時における水の保護の国際規範の次なる発展のための基礎が築けるといえる。

注

- 1) 広部和也・白杵知史編『解説 国際環境条約集』三省堂、2003年、171頁。
- 2) 詳しくは、井上秀典「国際水環境紛争における衡平な利用

- 原則の検討』『人間環境論集（法政大学）』6巻1号、2005年9月、44-48頁を参照。
- 3) 1977年のジュネーブ諸条約第1追加議定書は、国際的武力紛争の犠牲者の保護を目的とする第1追加議定書と、非国際的武力紛争、つまりは内戦における犠牲者の保護を目的とする第2追加議定書の2つあり、国際・国内双方の紛争に対応するものとなっている。その双方とも「水」に関する規定が存在するが、今回は紙片の制限もあり、本稿では第1追加議定書についてのみ扱うことにする。ちなみに、第2追加議定書における水に関する条文は次のようなものである。第14条「戦争の方法として文民を餓死させることは禁止される。したがって、食糧、食糧生産のための農業食糧、飲料水の施設および供給設備、灌漑設備のような平和的住民の生存に不可欠な物を、この目的のために、攻撃し破壊し、移動させ又は役に立たなくすることは禁止される」。第15条「ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合であっても、これらを攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときには、攻撃の対象としてはならない」。
- 4) 国際人道法概念に関して、ICRCが1971年の政府専門家会議に提出した文書によると、「人道的性質を有する武力紛争法の規制、すなわち人及び人に不可欠な物を保護する規制を指す。従って、この表現はジュネーブ条約のみならず、人道的理由から、敵対行為、兵器の使用、戦闘員の行動、復讐の行使に対して限界を定めた条約上または慣習上の規則、ならびにこれら規制の正常な適用を確保するための規範も含む」としている。このことに関して詳しくは、藤田久一『国際人道法 新版再増補』有信堂、2003年、14頁を参照。本稿では、1977年の第1追加議定書・第2追加議定書を主として扱うため、この議定書を作成するにあたって中心的働きをなしたICRCの考えを国際人道法概念として扱うことにする。
- 5) 浅田正彦『国際法（第2版）』東信堂、2013年、442頁。
- 6) 坂元茂樹「武力紛争法の特質とその実効性」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』東信堂、2004年、34-35頁。
- 7) これを探る史料として、*Official Records of the Diplomatic Conference on the Reaffirmation and Development of International Humanitarian Law Applicable in Armed Conflict*, GENEVA(1974-1977)の英語版を利用する。
- 8) 訳文は、外務省ウェブサイトによる。http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/k_jindo/pdfs/giteisho_01.pdf（最終アクセス：2014年8月24日）
- 9) Sandoz, Yves *et al*, *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949* (Nijhoff, 1987), p.651, para.2083.
- 10) 文民条約第23条は、「戦争の影響に対する住民の一般保護」に関して「送付品」の項目である。その規定は以下である。
- 「各締約国は、他の締約国（敵国である場合を含む）の文民のみにあてられた医療品及び病院用品並びに宗教上の行事に必要な物品からなるすべての送付品の自由通過を許可しなければならない。各締約国は、また、15歳未満の児童及び妊産婦にあてられた不可欠の食糧品、被服及び栄養剤から成るすべての送付品の自由通過を許可しなければならない」。
- 第53条は、「占領地域」に関する「破壊の禁止」の項目で、その規定は以下である。
- 「個人的であると共同的であると問わず私人に属し、又は国その他の当局、社会的団体若しくは協同団体に属する不動産又は動産の占領軍による破壊は、その破壊が軍事行動によって絶対的に必要とされる場合を除く外、禁止する」。
- 訳文は、防衛省ウェブサイトによる。<http://www.mod.go.jp/j/presiding/treaty/geneva/geneva4.html>（最終アクセス：2014年8月20日）
- 11) それまでのジュネーブ条約を大幅に発展させることに成功した1949年の外交会議であったが、その会議の目的は、ジュネーブ法の改訂であってハーグ法を発展させることでなかったし、またその権限も与えられていなかった。それゆえに、文民条約が保護の対象とする文民の範囲は制限させられ、特に戦闘行為からの保護は除外されてしまったとされる。竹本正幸『国際人道法の再確認と発展』東信堂、1996年、202頁。
- 12) 1956年にICRCが発表した「戦時において一般住民が被る危険の制限に関する規則案」の第17条にダムと堤防への攻撃規制に関する規定が出てくる。これに関しては、のちほど本稿で説明する。
- 13) 竹本、前掲書、1996年、204-206頁。
- 14) ICRCの草案では、今日採択されている第1追加議定書の条文番号が異なっている。第1追加議定書第54条は、ICRC草案では第48条である。
- 15) 規定の訳文は、竹本正幸「〔資料〕一九七七年第一追加議定書の条文の変遷（三）一赤十字原案、委員会採択条文、本会議採択条文の対照表一」『関西大学法学論集』第30巻第5号、関西大学法学会、1981年、112-113頁による。
- 16) CDDH/III/SR.16, Para.40. (*Official Records of the Diplomatic Conference on the Reaffirmation and Development of International Humanitarian Law Applicable in Armed Conflict* の史料より。以下、CDDHの表記史料は先の史料による。)
- 17) CDDH/III/SR.16, Para.41.
- 18) 詳しくは、Westing, Arthur. H (ed), *Herbicides in War : the long-term ecological and human consequences*, London, Taylor & Francis, 1984. を参照。
- 19) 外交会議は、3つの主要委員会とアド・ホック委員会を設けて審議を行った。第1委員会は総則規定と最終規定、第2委員会は傷病者難船者に関する諸問題と民間防衛、第3委員会は戦闘方法と戦闘員に関する規定を扱い、アド・ホック委員会は特定通常兵器の規制問題を討議した。詳しくは、竹

- 本、前掲書、1996年、206-213頁を参照。
- 20) CDDH/Ⅲ/SR.17, Para.9.
- 21) CDDH/Ⅲ/SR.16, Para.51.
- 22) CDDH/Ⅲ/SR.16, Para.53.
- 23) 各国修正案の訳は筆者が行った。
- 24) CDDH/Ⅲ/SR.16, Para.52.
- 25) CDDH/Ⅲ/SR.16, Para.51.
- 26) CDDH/SR.42.
- 27) 軍事目標主義の原則に関しては、藤田、前掲書、110-115頁を参照。
- 28) 訳文は、外務省前掲ウェブページによる。
- 29) ICRCが発表した1956年の規制案は、1949年のジュネーブ諸条約第4条約において十分に入れることができなかった文民保護の対象と戦闘行為の規制を拡大しようという試みから作成された。詳しくは、竹本、前掲書、1996年、203頁を参照。
- 30) 内容と訳文は、榎本重治「赤十字国際委員会が作成した「戦時において一般住民が被る危険の制限に関する規則案」(一九五六年)』『国際法外交雑誌』第56巻第3号、1957年8月、107-108頁を参照した。榎本は、この規則案を作成したICRCの諮問作業委員会の日本からの参加者である。
- 31) 詳しくは、竹本、前掲書、1996年、203頁を参照。
- 32) 規定の訳文は、竹本、前掲資料、1981年、115頁による。
- 33) ICRCの草案では、先に述べた第1追加議定書第54条と同様に条文番号が異なっている。第1追加議定書第56条はICRC草案では第49条になる。
- 34) CDDH/Ⅲ/SR.18, Para.16.
- 35) CDDH/Ⅲ/SR.18, Para.26. オーストラリアはさらに、文民の保護を確立するために、条文規定にある3種類の施設だけでなく、文民に重大な被害をもたらすものすべてを確認し、対象リストを拡大するべきとした。
- 36) CDDH/Ⅲ/SR.18, Para.19.
- 37) 各国の修正案の訳は、筆者が行った。
- 38) CDDH/Ⅲ/SR.18, Para.20.
- 39) 堤防と戦争との関係は古い。堤防は、歴史的にある時には軍事的防壁として利用されてきたため、攻撃する側よりもむしろ防衛する側によって決壊されるという事例も多い。1672年から1678年のオランダ侵略戦争において、1672年にオランダは、国内にある堤防を決壊させ、侵攻してきたフランス軍を足止めすることに部分的に成功している。これはいわゆるウォーターライン(洪水線)と呼ばれ、のちに20世紀の半ばに至るまでオランダの防衛戦略の1つとしての位置を占めていた。
- また、1937年から1945年の日中戦争において、1938年6月に旧日本軍の侵攻を止めるために、中国国民軍は、黄河の花園口の堤防を爆破、決壊させ、これによって、旧日本軍の侵攻を一時的に止めることに成功している。この出来事は、日本では「黄河決壊事件」として知られている。しかし
- この作戦によって、中国の河南省、安徽省、江蘇省の11都市、4000以上の村、数百万ヘクタールの農地が洪水によって水没し、少なくとも数十万人の住民が家を失ったとされる。それゆえに、堤防に関しては、防衛する側からの破壊することの意味でも捉える必要があったことは注意する必要があるであろう。詳しくは、Westing, Arthur. H. (ed.), *Environmental Warfare A Technical, Legal and Policy Appraisal*, Stockholm International Peace Research Institute, 1984, p.6. と Westing, Arthur. H. "Geophysical and environmental weapons", *Weapons of Mass Destruction and the Environment*, London, Taylor & Francis, 1977, pp.49-63. を参照。
- 40) CDDH/Ⅲ/SR.19, Para.2. ユーゴスラビア連邦も「国家が攻撃されたとき、ダムや堤防の破壊は時として防衛の手段となりうる」と、カナダと同様の意見を述べている。
- 41) CDDH/Ⅲ/SR.18, Para.39-40.
- 42) Courtwright, David T, *Sky as Frontier: Adventure, Aviation, and Empire*. College Station, Texas A&M University Press, 2005.
- 43) Parks, W Hays, *Linebacker and the Law of War*, Air University Review, January-February 1983.
- 44) CDDH/SR.42.
- 45) CDDH/Ⅲ/264/Rev.1.
- 46) このことは、攻撃の相対的な許容と禁止の決定要因の問題といえる。この場合、軍事的必要性と破壊にともなう文民や環境に対する被害の均衡点を探るということであり、比例性の問題とされるものである。詳しくは、村瀬信也「武力紛争における環境保護」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』東信堂、2004年、640-645頁を参照。
- 47) Rogers, A.P.V., *Law on the battlefield*, Manchester and New York, Manchester University Press, 1996, pp.126-127. この著書のなかで、この計画が行われなかった他の理由として、河川の水を堰き止めることによってイラクが生物・化学兵器を使って報復に出てくる危険性を鑑みたこと、アメリカをはじめとする多国籍軍側への国際世論の反発が高まることを恐れたことなどがあげられているが、実際にはこれらすべての理由が組み合わさった結果、実行されなかったのではないかと推測されている。
- 48) このことに関して詳しくは、樋口一彦「一九七七年ジュネーブ諸条約追加議定書への参加をめぐる諸国の態度—フランスおよび米国の参加拒否を中心に—」藤田久一・松井芳郎・坂元茂樹『人権法と人道法の新世紀—竹本正幸先生追悼記念論文集』東信堂、2001年、345-369頁、樋口一彦「ジュネーブ諸条約第二追加議定書における反徒の地位」『関西大学大学院法学ジャーナル』第50号を参照。
- 49) アメリカは第1追加議定書第56条に対して強力で反対していると言われる。田村恵理子「武力紛争における環境保護の法規制—ジュネーブ諸条約第1追加議定書35条3項および

55条を中心に一」『関西大学大学院法学ジャーナル』第81号、2007年、26-27頁。

50) *Washington Post*, August. 8. 2014., *New York Times*, August. 18. 2014.

チグリス川沿いにあるイラク国内最大規模のモスル・ダムが武装組織「イスラム国 (Islamic State)」によって制圧された。当該ダムは、イラク北部一帯の給水源・電力源として機能しており、ダムの破壊ないしは恣意的管理によって首都バグダッドを含むチグリス川下流域に渇水や洪水などの被害がもたらされる可能性があった。アメリカ側は、ダムの機能不全 (failure) が多くの文民の生命を脅威にさらし、バグダッドにおけるアメリカ大使館を含めたアメリカ人や施設を危険にさらしているとの「アメリカの自衛権」を大義名分として (Letter from the President – War Powers Resolution Regarding Iraq, ホワイトハウスウェブページ、<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2014/08/17/letter-president-war-powers-resolution-regarding-iraq> (最終アクセス: 2014年8月18日))、イスラム国に対し空爆を実施、イラクのクルド人地上部隊と連携して占拠されていたモスル・ダムを奪還した。

引用文献

- ・ *Official Records of the Diplomatic Conference on the Reaffirmation and Development of International Humanitarian Law Applicable in Armed Conflict, GENEVA (1974-1977)*
 - ・ Courtwright, David T, *Sky as Frontier: Adventure, Aviation, and Empire*. College Station, Texas A&M University Press, 2005.
 - ・ Parks, W Hays, *Linebacker and the Law of War*, Air University Review, January-February 1983.
 - ・ Rogers, A.P.V., *Law on the battlefield*. Manchester and New York, Manchester University Press, 1996.
 - ・ Sandoz, Yves et.al, *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949*, Nijhoff, 1987.
 - ・ Westing, Arthur. H. "Geophysical and environmental weapons", *Weapons of Mass Destruction and the Environment*, London, Taylor & Francis, 1977
 - ・ Westing, Arthur. H (ed), *Environmental Warfare A Technical, Legal and Policy Appraisal*, Stockholm International Peace Research Institute, 1984.
 - ・ Westing, Arthur. H (ed), *Herbicides in War : the long-term ecological and human consequences*, London, Taylor & Francis, 1984.
 - ・ 浅田正彦『国際法 (第2版)』東信堂、2013年。
 - ・ 井上秀典「国際水環境紛争における衡平な利用原則の検討」『人間環境論集 (法政大学)』6巻1号、2005年、41-52頁。
 - ・ 榎本重治「赤十字国際委員会が作成した「戦時において一般住民が被る危険の制限に関する規則案」(一九五六年)」『国際法外交雑誌』第56巻第3号、1957年、298-322頁。
 - ・ 坂元茂樹「武力紛争法の特質とその実効性」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』東信堂、2004年、29-57頁。
 - ・ 竹本正幸「〔資料〕一九七七年第一追加議定書の条文の変遷(三)一赤十字原案、委員会採択条文、本会議採択条文の対照表一」『関西大学法学論集』第30巻第5号、関西大学法学会、1981年、686-727頁。
 - ・ 竹本正幸『国際人道法の再確認と発展』東信堂、1996年。
 - ・ 田村恵理子「武力紛争における環境保護の法規制—ジュネーヴ諸条約第1追加議定書35条3項および55条を中心に—」『関西大学大学院法学ジャーナル』第81号、2007年、7-52頁。
 - ・ 樋口一彦「ジュネーヴ諸条約第二追加議定書における反徒の地位」『関西大学大学院法学ジャーナル』第50号。
 - ・ 樋口一彦「内戦の国際化と国際人道法—反徒の「外国軍化」による国際化」『琉大法学』62号、1999年、257-294頁。
 - ・ 樋口一彦「一九七七年ジュネーヴ諸条約追加議定書への参加をめぐる諸国の態度—フランスおよび米国の参加拒否を中心に—」藤田久一・松井芳郎・坂元茂樹『人権法と人道法の新世紀—竹本正幸先生追悼記念論文集』東信堂、2001年。
 - ・ 広部和也・白杵知史編『解説 国際環境条約集』三省堂、2003年。
 - ・ 藤田久一『国際人道法 新版増補』有信堂、2003年。
- (新聞)
- ・ *Washington Post*, August. 8. 2014.
 - ・ *New York Times*, August. 18. 2014.
- (ウェブページ)
- ・ ホワイトハウスウェブページ <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2014/08/17/letter-president-war-powers-resolution-regarding-iraq>
 - ・ 外務省ウェブページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/k_jindo/pdfs/giteisho_01.pdf
 - ・ 防衛省ウェブページ <http://www.mod.go.jp/j/presiding/treaty/geneva/geneva4.html>

